

令和 2 年度
県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、指定都市として主体的で自立的な行財政運営に取り組んでおり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、交通基盤の整備など、幅広い分野において施策を推進することにより、「人や企業に選ばれる都市づくり」を推進しています。

また、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎え、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれる中、将来に渡り持続可能な都市経営に向けた取組を進めているところです。

このような状況の中、本市においては、市民の福祉や生活向上に寄与する事業について、県と連携を図りながら取り組んでまいりました。

本要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和2年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

令和元年8月 相模原市長 **本村賢太郎**

目 次

重点要望事項

- 1 二級河川境川の改修【継続】 3
- 2 防犯カメラの設置補助の継続及び地域防犯力の強化【継続】 4
- 3 野生鳥獣の被害対策の充実【継続】 5

その他要望事項

- 4 県営水道の給水区域の拡大【継続】 9
- 5 県単独補助事業における補助率等の是正【継続】 10
- 6 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【継続】 11
- 7 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】 12
- 8 パスポートセンターの利用範囲の拡大【継続】 14
- 9 小児医療費助成制度の拡充【継続】 15
- 10 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】 16
- 11 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】 17
- 12 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備【継続】 19
- 13 土砂災害対策の推進【継続】 20
- 14 通学路等における安全対策の実施【継続】 22
- 15 警察機能の充実【継続】 24

重点要望事項

1 二級河川境川の改修【継続】

県土整備局 河川下水道部 河川課

【要望事項】

二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を進めること。

【要望の説明】

相模原市と町田市の行政界を流れる境川については、平成20年8月の豪雨においては洪水による大規模な浸水被害が発生しました。さらに、平成28年8月及び平成29年10月の台風では、避難勧告の発令に加え、一部の箇所において氾濫危険水位を超えて護岸の上端まで水位が達しており、両市の市民から、早期改修について強い要望を受けております。

こうした中、本市におきましても、局地的集中豪雨が発生する頻度が高くなっていることから、下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間雨量51mm(5年確率)として、浸水被害の解消に向けた雨水管の整備を積極的に進めているところです。

また、県においても時間雨量概ね60mm対応の整備を進めていますが、いまだに時間降雨30mm対応の整備も未了である区間があり、下水道における雨水管の放流が依然として抑制されていることから、市が整備した雨水管の能力を十分発揮できない状況です。

これまでの要請・要望に対し、境川における遊水地や護岸の整備を進めていただき、また雨水管の放流量の見直しを検討するとの回答をいただきましたが、改めて、県民・市民の安全と安心を確保するため、市が整備した雨水管の能力を十分発揮できるよう、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早期に進められるよう強く要望します。

境川への放流吐け口



【要望の担当】

都市建設局下水道部下水道経営課長	吉成 靖幸	042-707-1890
都市建設局道路部河川課長	齋藤 直樹	042-769-8273

2 防犯カメラの設置補助の継続及び地域防犯力の強化【継続】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課
県警本部 生活安全部 生活安全総務課

【要望事項】

- 1 地域防犯力強化支援事業補助制度における地域防犯カメラ設置事業の継続又は新たな補助制度の創設をすること。
- 2 防犯設備の整備の検討など、地域防犯力の強化に向けた取組を行うこと。

【要望の説明】

1 防犯カメラの設置補助の継続等について

防犯カメラ設置事業の補助については、県の助成制度として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域防犯力強化のため、平成28年度から31年度までの予定で地域防犯力強化支援事業補助制度が運用されてまいりました。

県内では、本市を含め、犯罪認知件数は年々減少傾向にあります。しかし、「自転車盗」をはじめとした乗り物盗や「ひったくり」などの街頭で発生する犯罪が全犯罪認知件数の3割を超えている状況にあり、引き続き対策を講じる必要があると考えます。

こうしたことから、本市においても、地域から防犯カメラの設置要望が強く、毎年度予算額を上回る申請があります。

県においても、防犯カメラは地域防犯力の強化をはじめ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に欠かせないものとの見解が示されていることから、県として補助制度の継続又は新たな制度の創設を要望します。

2 防犯力強化の取組について

本市においては、各地域において県からの助成を受けながら防犯カメラの設置を行っておりますが、県警察として、街頭防犯カメラ等の増設を含め、犯罪発生状況等も勘案した高機能な防犯設備の整備の検討など、より効果的な地域防犯力の強化に向けた取組を要望します。

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 村田 典久 042-769-8229

3 野生鳥獣の被害対策の充実【継続】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県との被害対策の広域的な統一を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。

【要望の説明】

県においては、平成26年度から3年間実施した鳥獣被害の集中取組期間終了後も「鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣対策事業の計画推進に大きな支援をいただいているところです。

しかしながら、県では、人と鳥獣の適切な関係を構築することを主たる方針としていることから、野生鳥獣による農作物や生活被害を受けている市民に対して、野生生物との共生の重要性について、理解を得ることが求められています。

特に、県境を越える行動域を持つニホンザルについては、近隣都県と共通した捕獲優先の対策を講じるとともに、近隣都県と連携し、広域的・効果的な被害対策について検討を進めるよう要望します。

また、神奈川県独自の取組であるニホンザル捕獲個体の研究機関への送致は、効率的な捕獲の妨げにつながっていることから、捕獲後の取り扱いについては市町村における任意の対応とするよう要望します。

さらに、市としては、昨年度制定した鳥獣被害防止計画に基づき、計画的な対策を実施する必要があることから、県におきましては、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、地域の実情に即した柔軟な事業計画の承認と予算の確保について国へ要望するとともに、引き続き、鳥獣保護管理対策事業予算を確保し、被害の軽減、根絶のための支援について要望します。

【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長 奈良 潔 042-780-1405

その他要望事項

4 県営水道の給水区域の拡大【継続】

政策局政策部土地水資源対策課

【要望事項】

安全で良質な水を将来にわたり安定して供給するためには、水道事業の経営基盤の強化や一層の効率化が必要であることから、本市緑区の中山間地域における簡易水道や小規模水道と県営水道との統合など広域化に向けた取組みを推進すること

【要望の説明】

本市の水道は、給水人口ベースで99パーセントが大規模事業者である県営水道により供給されています。一方、水源地域である本市緑区の藤野地域と津久井地域の一部では、市営簡易水道、組合営簡易水道、小規模水道、専用水道により給水していますが、現在、水源の枯渇や水質の保全、維持管理に係る技術水準の確保などが課題となっており、同時に、災害対策の充実や水質管理の徹底などが求められています。

これらの課題を解消し、安全で良質な水を将来にわたり安定して供給するためには、水道事業の経営基盤の強化や一層の効率化が必要であることから、広域化に向けた取組が求められています。

本市の水道事業においては、多くの市民に給水している大規模事業者である県営水道のスケールメリットを活かすことが、効率的、効果的であると考えられることから、簡易水道や小規模水道と県営水道との統合を要望します。

【要望の担当】

都市建設局道路部津久井土木事務所長 渡邊 建太郎 042-780-1890

5 県単独補助事業における補助率等の是正【継続】

政策局 自治振興部 市町村課

総務局 組織人材部 行政管理課 / 財政部 財政課

【要望事項】

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、速やかに制度の是正を図ること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業や重度障害者医療費助成事業などの県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異が設けられているものがあります。

相模原市民が他の市町村の住民と同様に県税を納税している実態を考慮しますと、指定都市に在住していることだけを持って差異が設けられているという現状は、市民の理解が得られるものではありません。市民の理解と納得が得られるよう、速やかに制度の是正を図られるよう要望します。

単独補助事業における補助率の格差

補助事業名	補助率		
	指定都市	中核市	その他市町村
小児医療費助成事業	1/4	1/3	1/3
ひとり親家庭等医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
重度障害者医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
在日外国人高齢者・ 障害者等福祉給付金支給事業	対象外	1/3	1/2

【要望の担当】

企画財政局財務部財務課長 高野 弘明 042-769-8216

6 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【継続】

総務局 財政部 財政課

【要望事項】

県土整備局 道路部 道路企画課

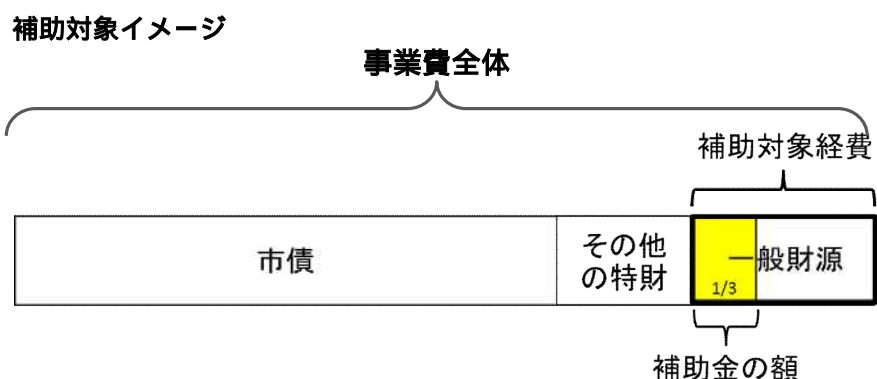
政令市道路整備臨時補助金について、災害に備えた社会基盤整備に係る事業についても補助対象とするとともに、市単独事業における市債について、補助対象経費の算定から控除しないこと。

また、令和2年度以降も超過課税を継続する場合は、超過課税を活用して推進する事業について県下各政令市の実情に合わせた内容となるよう意見を聴取する機会を設けること。

【要望の説明】

法人県民税及び法人事業税の超過課税については、「災害に強い県土づくり」と「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」に対応するための財源として活用するとされていますが、当該超過課税を財源とした政令市道路整備臨時補助金については、「災害に強い県土づくり」が補助対象となっておりません。このことから、災害に備えた社会基盤の整備に資する道路事業など「災害に強い県土づくり」についても補助対象とするよう要望します。

また、政令市道路整備臨時補助金においては、補助対象経費が補助対象事業費（全体事業費）から特定財源（国庫支出金・市債等）を除いた経費とされており、補助対象経費が一般財源のみに限定されていることから、市単独事業においては、市債額を控除しない市負担額全額を補助対象経費とするよう要望します。



【要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長	高木 理史	042-769-8373
都市建設局道路部道路整備課長	山崎 久明	042-769-9264

7 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課
警察本部 交通部 交通指導課 / 交通総務課

【要望事項】

- 1 危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなどルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 自転車利用者の損害賠償保険等への加入促進のための施策を実施すること。
- 3 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の運転免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車や高齢者が関係する事故の割合が高く、南区と中央区が自転車交通事故多発地域に、中央区が高齢者交通事故多発地域に指定されている状況であり、地域や関係団体等と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

一方で、自転車利用者の安全対策や高齢運転者対策については、県、警察、市や地域が一体となった広域的な取組も必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化し、各団体の責任や役割分担に基づいた効果的な対策が講じられるよう要望します。

1 ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市では、地域や警察、関係団体と連携した啓発活動に取り組んでいるところですが、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化をこれまで以上に行うとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなど、交通ルール遵守の徹底に向けた一層の取組を進めるよう要望します。

2 自転車利用者の損害賠償保険等への加入促進について

全国での自転車事故加害者への高額賠償事例などから、本市では「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」を制定し、平成30年7月から自転車損害賠償保険等への加入について義務化し、自転車の安全利用に取り組んでいます。

また、県においても、本年4月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車の安全で適正な利用促進を目的とし、自転車損害賠償責任保険等への加入を重要な柱とされておりますので、自転車損害賠償保険等への一層の加入促進に取り組んでいただくよう要望します。

3 高齢運転者の運転免許証返納促進策について

高齢化の進行に伴い、高齢運転者の関係する交通事故の増加が今後も懸念されることから、高齢運転者の運転免許証の自主返納に向けた取組は重要と考えます。

このような中、本年6月18日に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府等から「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策決定に伴う高齢者の安全運転を支える対策（運転に不安を覚える高齢者等の支援）について」及び「運転免許証の自主返納者の利便に資する各種支援施策の充実について」が発出され、円滑な自主返納に係る地方公共団体のグッドプラクティスが紹介されたところです。

県においては、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、取組を推進していることは承知しておりますが、更なる支援策の拡充等、効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全交通事故件数	3,241件	2,966件	2,787件	2,638件	2,770件	2,546件
自転車事故件数	1,019件	875件	874件	802件	860件	771件
市自転車事故の構成率	31.4%	29.5%	31.4%	30.4%	31.0%	30.3%
県自転車事故の構成率	23.0%	22.7%	21.8%	21.7%	22.9%	23.2%

本市における高齢者事故件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全交通事故件数	3,241件	2,966件	2,787件	2,638件	2,770件	2,546件
高齢者事故件数	891件	820件	893件	815件	886件	802件
市高齢者事故の構成率	27.5%	27.6%	32.0%	30.9%	31.9%	31.5%
県高齢者事故の構成率	28.3%	29.3%	30.6%	31.8%	32.3%	33.2%

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長	村田 典久	042-769-8229
--------------	-------	--------------

8 パスポートセンターの利用範囲の拡大【継続】

【要望事項】

国際文化観光局 国際課

神奈川県内の全てのパスポートセンターにおいて、県民の利用を可能とすること。また、当面の対応として、本市のパスポートセンターについて本市民以外の者も利用することができるようにすることや、「居所」の範囲について県民かつ市内の在勤・在学者まで拡大すること。

【要望の説明】

平成24年度以降、本市におきましては、県から市への権限移譲により、相模大野パスポートセンター・橋本パスポートセンターを開設しております。

両パスポートセンターでは、本市にお住まいの方のみ、パスポート発給の申請受付・交付を行っているため、利便性の良い相模大野パスポートセンターには特に市外の方が多く訪れており、申請をお断りしている状況にあります。

つきましては、県民の更なる利便性向上を図るため、県が移譲事務交付金を含めた十分な財源措置を講じつつ、「旅券発給業務の権限移譲の基本的な考え方（平成22年9月16日付国際課文書）」（以下「基本的な考え方」と記載）における考え方を全面的に見直すなどにより、県民が県内全てのパスポートセンターを利用することができる仕組みとするよう要望します。

また、当面の対応として、本市のパスポートセンターについて本市民以外の方も利用することができるようにすることや、「基本的な考え方」における居所の範囲について、県民かつ本市内の企業や学校に在勤・在学している方に拡大するなどによる対策についても検討されるよう要望します。

【要望の担当】

市民局区政支援課長 馬場 浩司 042-769-9814

9 小児医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

【要望事項】

小児医療費の助成事業に対する県の補助制度について、国の施策として統一的な医療費助成制度が創設されるまでの間、通院対象年齢の拡大及び所得制限額の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行ってきましたが、県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため独自に対象年齢等の拡充が行われ、その結果、県・市町村の制度間で対象年齢等の相違が生じている状況です。

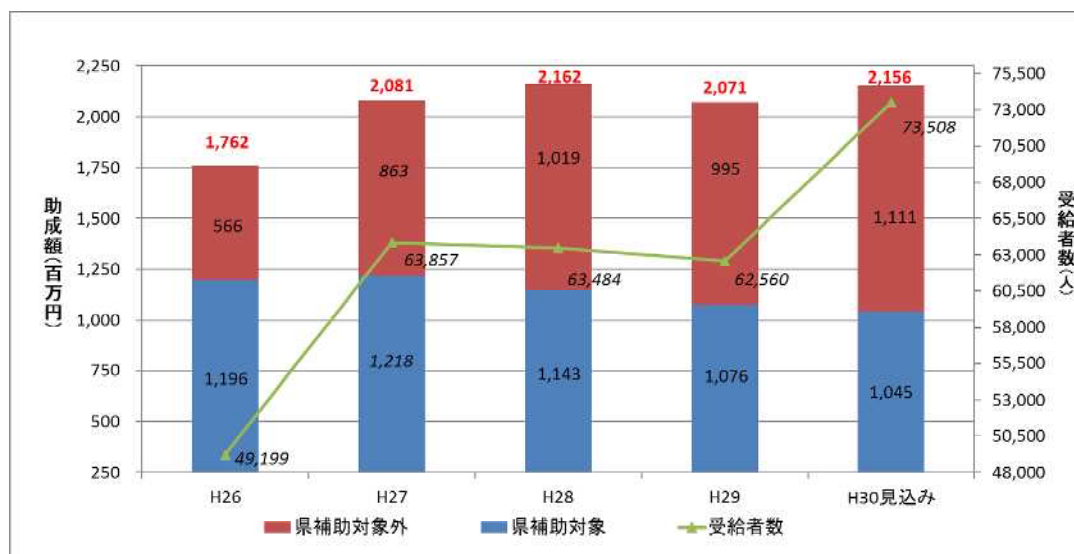
本市でも、平成30年10月から、通院対象年齢を中学校3年生までに拡大するとともに、1歳以上の方の養育者の所得制限額につきましても、平成26年7月に現行の児童手当基準に引き上げるなど、県の補助対象外となる部分について市単独で助成し、子育て支援の充実を図っています。

県内では、平成31年4月現在で全市町村が小学校6年生以上、うち26市町村が中学校3年生まで、1町が高等学校3年生までの通院医療費の助成を行っており、所得制限額につきましては、市町が現行の児童手当基準、15市町村が所得制限を設けていない状況です。

少子化対策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要であります。

県においては、引き続き、国に対して統一した制度の創設を働きかけるとともに、子育て支援の充実は、県・市町村共通の重要な課題であることから、国の医療費助成制度が創設されるまでの間については、通院の対象年齢を中学校3年生まで拡大し、所得制限額を現行の児童手当基準まで引き上げるよう要望します。

小児医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 増田 美樹夫

042-769-9230

10 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、精神障害者に対する制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

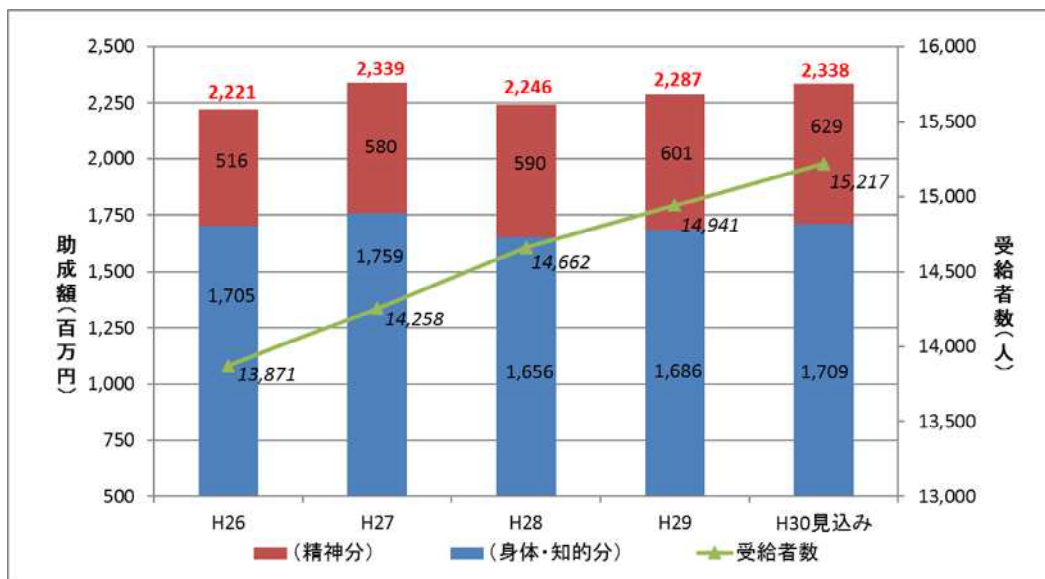
重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害者の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

平成31年4月現在で、県内の15市町において、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっていることから、県においても、精神障害者に対する補助制度の拡充について要望します。

重度障害者医療費助成状



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 増田 美樹夫 042-769-9230

11 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

- 1 リニア中央新幹線の建設促進のため、関東車両基地などの建設が予定されている地域に対する地域振興、観光振興への協力、また、振興策の実現に向けて本市と連携して取り組むこと。
- 2 リニア中央新幹線駅周辺のまちづくりについて、県においても広域自治体として「北のゲート」の形成に向けた主体的な取組を本市と連携して進めること。
- 3 小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申第198号で示された収支採算性等の課題解決への協力とともに、鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するなど積極的に取組を進めること。
また、田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、広域的な視点からの協力とともに、新たな広域公共交通網として県の計画への位置付けをすること。
- 4 JR相模線は県央・湘南地域の4市1町を縦断する広域交通網であり、複線化が実現することにより、沿線の利便性向上や県の南北の2つのゲートの形成促進が図られるため、県が主体となって複線化に取り組むこと。

【要望の説明】

1 リニア中央新幹線の早期建設に向けた対応

リニア中央新幹線の建設にあたり、関東車両基地や変電施設などの建設が予定されている地域からは、道路改良や河川改修、地域振興策や観光振興策の実施など、様々な要望が寄せられ、その対応を求められています。

リニア中央新幹線の建設促進を図るためには、地域の理解を得ながら進めることが重要であることから、地域振興、観光振興策の実現に向けて本市と連携して取り組むことを要望します。

2 県の「北のゲート」にふさわしいまちづくりの推進

リニア中央新幹線駅周辺については、首都圏広域地方計画において、首都圏南西部エリアの交通アクセスが大きく改善される可能性が示されており、県の「北のゲート」となるものであります。

当該駅周辺は、産業・経済・文化等、様々な分野において、既に一定の集積がみられますが、リニア中央新幹線の駅設置にあわせ、更なる機能集積を図り、交流人口の拡大を図ることが県全体の発展に資するものと考えております。

そこで、多様な機能集積を図るため、広域自治体としての役割を果たし、本市と連携して「降りたくなる駅」の形成を目指した取組を進めることを要望します。

3 小田急多摩線延伸事業に関する支援

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、交通政策審議会答申第198号において、収支採算性（採算性の確保に必要な需要の創出に繋がる沿線開発の取組等）費用負担のあり方を含む事業計画について十分な検討、都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討、が課題として示されています。

このため、県においても延伸の早期実現に向け、収支採算性等の課題解決への協力とともに、広域自治体の立場からの鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するなど、今後の合意形成を見据え、積極的に取り組まれるよう要望します。

また、JR上溝駅以西の延伸については、これまで、厚木市・愛川町・清川村と共に検討を進めているところですが、更なる取組の推進に向け、県の参画と、広域的交通計画への位置付けを要望します。

4 JR相模線の複線化の促進

JR相模線は、神奈川県南北の2つのゲート（東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線駅）を結ぶ交通軸として重要な路線です。リニア中央新幹線については、平成26年10月に工事实施計画が認可され、橋本駅付近に駅が設置されることが決まったことから、倉見駅付近への東海道新幹線新駅設置の可能性が高まっております。

また、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、新幹線駅へのアクセス改善や通勤・通学需要の急増等、輸送需要の動向等を踏まえて、相模線等の輸送サービス改善に資するプロジェクト等については、関係地方公共団体・鉄道事業者等において、検討が進められることを期待されるとともに、上溝駅と繋がる小田急多摩線延伸においても、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿を実現するプロジェクトとして位置付けられています。

このように、相模線を取り巻く環境は劇的に変化しており、沿線自治体のまちづくりによる人口集積や地域の魅力創出等により、相模線の需要も見込まれます。

つきましては、相模線の単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、新駅設置などによる行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備が図られるよう、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むよう要望します。

【要望の担当】

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	杉浦 篤	042-707-7047
都市建設局広域交流拠点推進部リニア事業対策課長	並木 克之	042-704-8910
都市建設局まちづくり計画部交通政策課長	米多 寛之	042-769-8249

12 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】

県土整備局 都市部 都市公園課

【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域防災拠点機能について検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つに、災害対応や広域的な防災拠点の考え方が示されていることから、県においては、拡大区域に大規模災害時を想定した広域防災拠点機能を付加するよう検討を進めるとともに、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。

【要望の担当】

危機管理局危機管理課長	内田 和也	042-769-8208
環境経済局環境共生部公園課長	石井 秀樹	042-769-8243

13 土砂災害対策の推進【継続】

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

【要望事項】

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策(抜本的な防ぎょ対策工事等)の更なる推進を図ること。

【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として土石流危険渓流の抽出や急傾斜地崩壊危険箇所の点検等を行い、土砂災害危険箇所として把握し、「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていると承知しています。

平成30年7月豪雨においても、土石流や急傾斜地の崩壊により甚大な被害が発生しており、本市にも土砂災害のおそれのある土砂災害危険箇所が多数存在していますが、施設の整備水準は低く、早急な整備を実施する必要があることから、抜本的な防ぎょ対策工事を推進するよう要望します。

また、平成12年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、平成28年度までに市内全域において「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定されましたが、昨年度から今年度にかけて特別警戒区域に係る追加の基礎調査が行われており、指定箇所がさらに増加するものと想定されます。

「土砂災害特別警戒区域」では、土砂崩れ等の発生により建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあります。県においては、法人二税の超過課税を財源として、災害対策を更に充実されると承知していますが、こうした課題の解決に向けて、早急な対策工事を実施するよう要望します。

警戒区域等指定箇所数（H29.3.21 現在）

急傾斜地崩壊危険箇所（例）

地域	地区	土砂災害の種類	指定箇所数	
			警戒区域	特別警戒区域
津久井	三井	急傾斜地の崩壊	34	5
		土石流	8	7
	太井	急傾斜地の崩壊	22	1
		土石流	2	0
	中野	急傾斜地の崩壊	13	4
		土石流	6	5
	又野	急傾斜地の崩壊	5	1
	三ヶ木	急傾斜地の崩壊	12	4
		急傾斜地の崩壊	17	8
	青山 (青山・鮑子)	土石流	19	14
		急傾斜地の崩壊	20	14
	青山 (青山 以外)	土石流	28	13
		急傾斜地の崩壊	21	9
	根小屋	土石流	5	3
		急傾斜地の崩壊	36	21
	長竹	土石流	14	5
		急傾斜地の崩壊	28	16
	鳥屋	土石流	47	37
急傾斜地の崩壊		35	10	
青野原	土石流	25	12	
	急傾斜地の崩壊	24	6	
青根	土石流	27	26	
	急傾斜地の崩壊	20	3	
相模湖	千木良	土石流	8	6
		急傾斜地の崩壊	30	14
	与瀬・小原	土石流	28	27
急傾斜地の崩壊		57	13	
内郷 (若柳・寸沢嵐)	土石流	36	27	
	急傾斜地の崩壊	33	5	
藤野	佐野川	土石流	39	20
		地滑り	1	0
		急傾斜地の崩壊	13	8
	吉野	土石流	4	4
		急傾斜地の崩壊	21	10
	澤井	土石流	20	15
		急傾斜地の崩壊	14	3
	小淵	土石流	9	6
		急傾斜地の崩壊	16	0
	日連	土石流	7	5
		急傾斜地の崩壊	18	4
	名倉	土石流	13	11
		急傾斜地の崩壊	64	28
	牧野 (西部)	土石流	50	47
		急傾斜地の崩壊	19	1
	牧野 (東部)	土石流	33	30
		急傾斜地の崩壊	4	0
	城山	城山	土石流	0
急傾斜地の崩壊			1	0
谷ヶ原		土石流	0	0
		急傾斜地の崩壊	4	1
久保沢		土石流	2	1
		急傾斜地の崩壊	14	10
川尻		土石流	31	21
		急傾斜地の崩壊	6	4
中沢		土石流	3	2
		急傾斜地の崩壊	6	2
小倉		土石流	5	4
		急傾斜地の崩壊	5	4
葉山島		土石流	19	17
		急傾斜地の崩壊	3	0
若葉台		土石流	0	0
	急傾斜地の崩壊	15	3	
相模原	緑区(橋本、大沢)	急傾斜地の崩壊	29	6
	中央区(田名、上溝、 小山、横山、星が丘、 光が丘、大野北)	急傾斜地の崩壊	30	13
	南区(麻溝、新磯、相 武台、大野南、東林、 大野中)	急傾斜地の崩壊	3	0
合計	急傾斜地の崩壊	689	231	
	土石流	488	365	
	地滑り	1	0	



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長 内田 和也 042-769-8208

14 通学路等における安全対策の実施【継続】

警察本部 交通部 交通規制課

【要望事項】

- 1 通学路における児童の交通安全を確保するため、平成24年8月に緊急合同点検を実施した箇所のうち、安全対策未実施の箇所について、早急に安全対策を実施すること。
- 2 横断歩道、停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修等、歩行者等の安全対策を推進すること。

【要望の説明】

1 通学路における安全対策の実施

近年、通学途中の児童等、子どもを巻き込む重大な交通事故が後を絶たず、本年5月には滋賀県大津市で子どもが死傷する痛ましい事故が発生するなど、通学路の交通安全対策については、喫緊の課題となっています。

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだことを契機に、文部科学省、警察庁、国土交通省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示され、本市においても、当該実施要領に従い、信号機や横断歩道の設置などの安全対策要望箇所について、学校、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を平成24年8月に実施し、必要な安全対策を講じてきました。

また、緊急合同点検を通じ、関係機関の連携による取組に一定の成果が得られたことを踏まえ、今後も継続的に通学路の交通安全対策に取り組むことを目指して、平成27年7月に「通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携して通学路における児童の安全対策を進めているところです。

これまで、緊急合同点検を実施した箇所について改善を要望してはきましたが、今回要望する安全対策未実施の箇所については、速度が出やすい直線道路における信号機のない横断歩道であることから、児童が横断する際、車がなかなか止まらず、児童が危険な状況にさらされています。児童の通学における安全性を確保するため、早急に安全対策を実施するよう要望します。

なお、安全対策要望箇所については、既に本市管内の各警察署に要望しています。

2 歩行者等の安全対策の推進

横断歩道や停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修については、市内各地域から速やかな対応が要望されており、路面表示等連絡調整会議等において情報共有や施工予定の連絡調整等を行っているところですが、歩行者や車両の通行の安全性を確保するため、早急に維持補修を行うことを要望します。

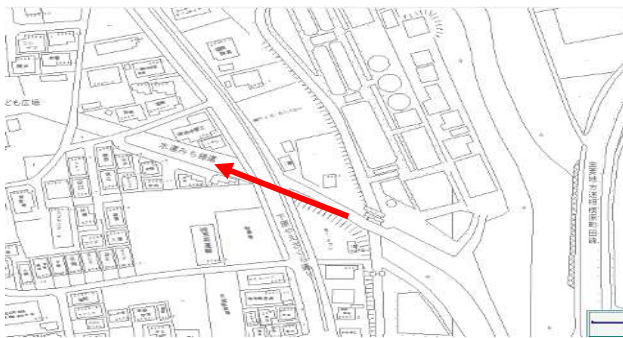
また、児童や高齢者などが交差点を安全に横断できるよう、歩車分離式信号機の設置など、横断歩道において、より配慮が必要な歩行者の安全対策を一層推進するよう要望します。

通学路安全対策未実施箇所（平成31年3月31日現在）

川尻小学校 緑区原宿 1-12-2 付近【信号機の設置】



麻溝小学校 南区下溝 2096 付近【信号機の設置】



【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長	村田 典久	042-769-8229
教育局教育環境部学務課長	岩崎 雅人	042-769-8282

15 警察機能の充実【継続】

警察本部 総務部 総務課 / 地域部 地域総務課
総務局 財産経営部 施設整備課

【要望事項】

- 1 相模原南警察署について、神奈川県高相合同庁舎の敷地内への早期整備を進めること。
- 2 交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

【要望の説明】

1 相模原南警察署の施設整備について

本市の指定都市移行に伴う区制施行により、南区にある相模原南警察署は市内最大の管轄人口を抱える警察署となっておりますが、駐車場が少なく、施設内が手狭であること、また、立地も南区の北部に位置していることから、同区自治会などから相模大野地域への移転建て替えについて、大きな期待が寄せられています。

県におかれては、神奈川県高相合同庁舎の敷地に相模原南警察署を移転し、同一敷地内に集約して再整備する方向で、現在、諸課題について、本市を含めた関係機関と協議を重ねており、協議が整い次第着手される旨の見解が示されたと承知しております。

今後、迅速に諸課題の整理を行うとともに、南区における効果的な交通・防犯体制の構築に向けて、早期整備を進めることを要望します。

2 交番の設置等について

神奈川県警では、今後10年をかけて県内472箇所の交番を約400箇所に再編する「神奈川県警察交番等整備基本計画」をまとめたものと承知しております。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から19箇所への新設等の要望があります。このうち大島団地地区については、圏央道相模原インターの開設に伴う交通量の増加や若者によるオートバイの騒音問題などがあること、また、町田駅南口地区については、現在民間交番を設置しておりますが、24時間の防犯対策が必要であることから、交番設置を地域から切望されている状況です。なお、これら2地区につきましては、交番用地として市有地の提供が可能となっております。

こうした市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めることを要望します。

交番設置等要望箇所（19箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
緑 区	相模原北警察署	2	橋本地区、大島団地
	津久井警察署	1	藤野駅
中央区	相模原警察署	10	宮下周辺、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺、田名（移設）
南 区	相模原南警察署	6	鶴野森周辺、大野台、相模大野駅南口、町田駅南口、御園周辺、相武台団地
各区合計		19	-

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 村田 典久 042-769-8229

令和2年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727

kikaku@city.sagamihara.lg.jp